

基準適合一般事業主認定通知書

平成29年3月14日

NPO 法人 ICDS

理事長 深谷 潤一 殿

平成29年2月12日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○	○	○

愛知労働局長



女性活躍推進法第10条の厚生労働大臣が定める表示

(認定マーク)に係る留意事項

1 認定マークを使用できるものについて

女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた一般事業主は、法第10条に基づき、次に掲げるものに認定マークを使用することができます。

- ①商品
- ②名刺
- ③労働者の募集の用に供する広告又は文書（求人広告又は求人票など）
- ④商品、役務又は会社案内等の広告
- ⑤商品又は役務の取引に用いる書類（カタログ、注文書及び契約書等商取）又は通信（書状、ファックス等商取引に伴う書類以外の全ての通信や連絡）
- ⑥一般事業主の営業所、事務所その他の事業所
- ⑦インターネットホームページ
- ⑧役務の提供の用に供する物

2 認定の段階について

認定マークは、グレードに応じてマークが異なります。既に認定を取得したが、取組の推進により、より高い認定グレードを取得した際には、高いグレードを使用することができます。

3 認定マークの色彩について

認定マークの色彩は、日本工業規格に基づき下記となります。ただし、場合によっては黒色も可能です。

- ・ 1段階目 黄丹（おうに）
- ・ 2段階目 ポピーレッド
- ・ 3段階目 マゼンタ

4 その他

以下に該当するときには、認定の取消しの対象となるため、ご留意下さい。

- ・ 第9条に規定する基準に適合しなくなったとき

（女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準で評価した項目について、基準値の9割未満の状態が2年間継続したことや、女性の職業生活における活躍の状況に関する実績を満たす事項の公表について、認定取得時以降の公表を2年間にわたり怠ったことなども含まれます。）

- ・ この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により認定を受けたとき



平成29年3月14日

NPO法人ICDS
理事長 深谷 潤一 殿

愛知労働局雇用環境・均等部長

基準適合一般事業主認定企業名の公表について

今般、貴社が女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けられたことについては、公表することとさせていただきます。

つきましては、企業名の公表に不都合のある場合は、平成29年3月28日までに当部あて、文書にてご連絡ください。

なお、公表の範囲は、事業主名、認定段階、住所（市区町村まで）、認定年月、常時雇用する労働者数としております。